

## 翁長雄志沖縄県知事の国連人権理事会における演説で、尖閣諸島の問題を取り上げること求める意見書

平成 27 年 9 月 21・22 日にスイス・ジュネーブで開催される国連人権理事会にて、翁長県知事は、米海兵隊普天間飛行場を辺野古に移設する日本政府の計画に反対する演説を行う予定となっている。

翁長県知事は、普天間飛行場の辺野古移設計画が、沖縄県民の民意に反した計画であり、沖縄の自己決定権に反する人権問題として取り上げる予定であるが、当市行政区である尖閣諸島は、歴史上も国際法上もわが国固有の領土であり、当市漁業者が古来より良好な漁場として生活の糧にしてきた海であるにも関わらず、中国による一方的な領有権の主張により、尖閣諸島周辺海域での自由で安全な漁業活動が侵害される人権侵害となっている。

翁長県知事は、国連人権理事会での演説で、尖閣諸島が歴史上も国際法上もわが国固有の領土であり、未来永劫、沖縄県の漁業者が自由で安心して漁業活動が行われることが沖縄県民の総意であるにも関わらず、中国の一方的な領有権主張と力を背景とする現状変更の試みが沖縄県民の人権を侵害している事実を沖縄県民の代表として主張しなければならない。

よって当市議会は、翁長雄志沖縄県知事が、国連人権理事会の場で尖閣諸島が、歴史上も国際法上もわが国固有の領土であることと現状を演説の中で取り上げるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 9 月 15 日

石 垣 市 議 会

あて先 沖縄県知事